

○広島市公文書館条例施行規則

昭和 52 年 3 月 31 日

規則第 11 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市公文書館条例(昭和 52 年広島市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 規則 38・一部改正)

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島市公文書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 6 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(平 3 規則 90・平 5 規則 21・平 21 規則 3・平 24 規則 38・一部改正)

(利用承認の手續)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により利用承認を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする者も、同様とする。

(平 24 規則 38・一部改正)

(電磁的記録の交付の手数料)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める額は、別表に定める額とする。

(平 24 規則 38・追加)

(用紙の規格)

第 5 条 条例別表備考の用紙の規格は、日本工業規格の A 列 3 番、A 列 4 番、B 列 4 番又は B 列 5 番とする。

(平 24 規則 38・追加)

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 11 月 22 日規則第 90 号)

この規則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 27 日規則第 3 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 38 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日規則第 4 号)

この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

(平 24 規則 38・追加)

区分	単位	手数料の額
文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(直径 120 ミリメートルで、記憶容量 700 メガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき	100 円
文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(直径 120 ミリメートルで、記憶容量 4.7 ギガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき	130 円